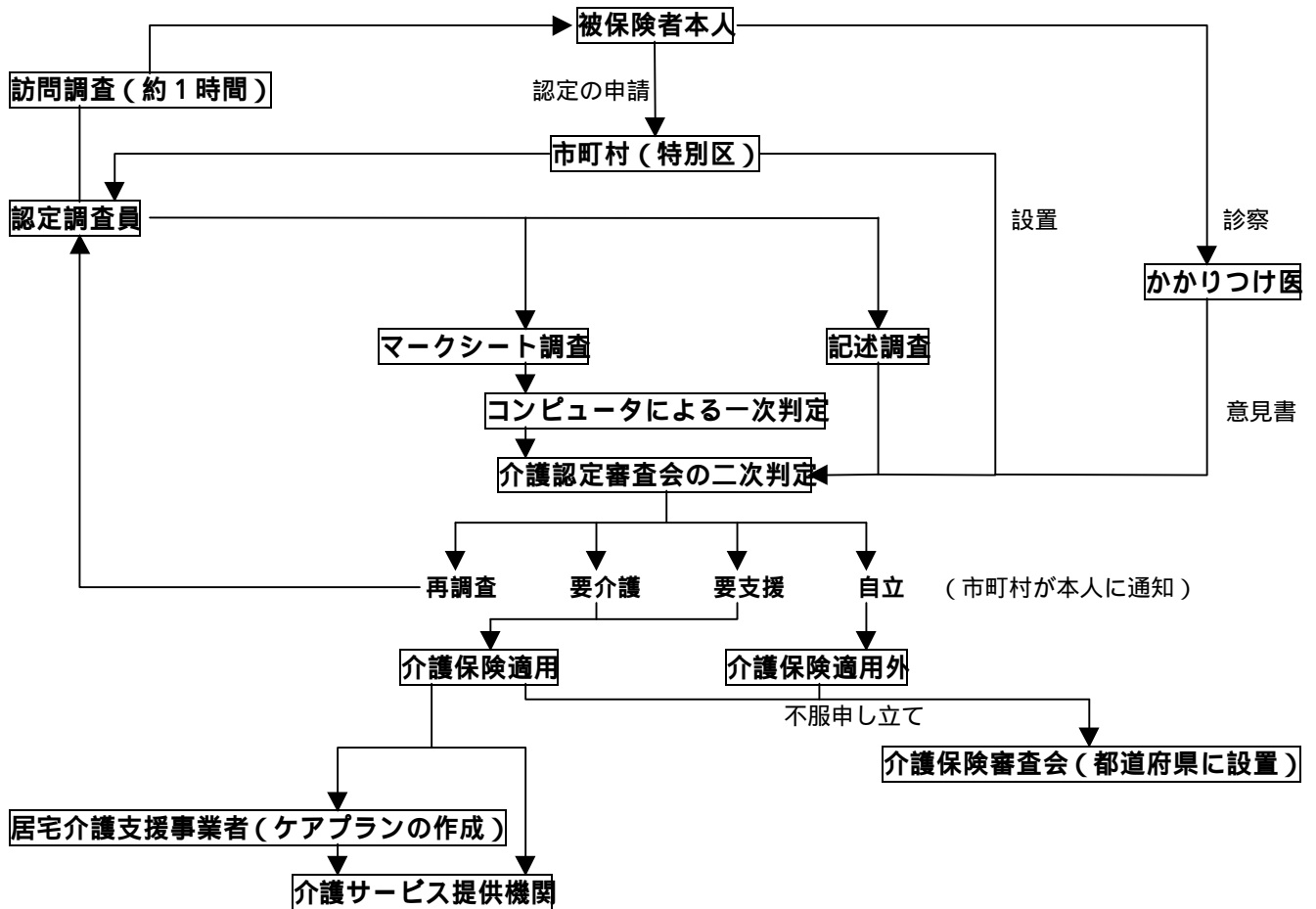


【 3 】要介護認定の手続



【 4 】要介護度と給付額

要介護度	状態	支給限度額	サービス内容の例(複数世帯同居の場合)			
			訪問介護	訪問看護	通所介護	短期入所
要支援	虚弱 日常生活の能力は基本的にあるが、入浴・衣服の着脱などで、毎日ではないが週数回の介護が必要。	月6万円	週1~2回	週1回	週1~2回	年1~2回 各1週間
要介護	軽度 立ち上がりや歩行が不安定。衣服着脱・掃除などで毎日一回は介護が必要。	月14~16万円	週1回	週1回	週3回	2ヶ月に1回 各1週間
要介護	中度 起き上がりが自力では困難。食事・排泄・入浴などで毎日一回は介護が必要。	月17~19万円	週3回	週1回	週3回	2ヶ月に1回 各1週間
要介護	重度 起き上がり・寝返りが自力でできない。毎日二回は介護が必要。	月21~27万円	週7回	週1回	週3回	2ヶ月に1回 各1週間
要介護	痴呆 痴呆のため日常生活の能力がかなり低下。植物状態で意思の疎通ができない人も含む。一日三~四回の介護が必要。	月23万円	週3回	週1回	週3回	週1回
要介護	最重度 日常生活の能力が著しく低下し、生活全般にわたり部分的または全面的介護が必要。一日に五回以上の介護が必要。	月23~30万円	週7回	週2回	週3回	月1回 1週間

(施設給付)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 月29万円程度

介護老人保健施設(老人保健施設) 月32万円程度

介護療養型医療施設(療養型病床群等) 月43万円程度

この金額は現在の標準的なもの。介護保険下では要介護度に応じた給付額のランクが設けられると予想されている。